

鈴鹿市教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局  
小 中 学 校  
学校以外の教育機関

鈴鹿市立学校における学校事務の共同実施に係る組織、運営等に関する規程及び鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月25日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立学校における学校事務の共同実施に係る組織、運営等に関する規程及び鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

(鈴鹿市立学校における学校事務の共同実施に係る組織、運営等に関する規程の一部改正)

第1条 鈴鹿市立学校における学校事務の共同実施に係る組織、運営等に関する規程(平成19年鈴鹿市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第4条 ブロックは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1503 766 1955"><thead><tr><th>ブロック名</th><th>ブロックを構成する学校名</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第4ブロック</td><td>白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、<u>稲生小学校、栄小学校、天栄小学校</u></td></tr></tbody></table> <p>2・3 略</p>	ブロック名	ブロックを構成する学校名	略	略	第4ブロック	白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、 <u>稲生小学校、栄小学校、天栄小学校</u>	<p>(組織)</p> <p>第4条 ブロックは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="829 1503 1394 1955"><thead><tr><th>ブロック名</th><th>ブロックを構成する学校名</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第4ブロック</td><td>白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、<u>稲生小学校、合川小学校、 天名小学校、栄小学校、郡山小学校</u></td></tr></tbody></table> <p>2・3 略</p>	ブロック名	ブロックを構成する学校名	略	略	第4ブロック	白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、 <u>稲生小学校、合川小学校、 天名小学校、栄小学校、郡山小学校</u>
ブロック名	ブロックを構成する学校名												
略	略												
第4ブロック	白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、 <u>稲生小学校、栄小学校、天栄小学校</u>												
ブロック名	ブロックを構成する学校名												
略	略												
第4ブロック	白子中学校、天栄中学校、旭が丘小学校、桜島小学校、 <u>稲生小学校、合川小学校、 天名小学校、栄小学校、郡山小学校</u>												

(鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 鈴鹿市教育委員会文書管理規程（平成27年鈴鹿市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
別表第3（第27条関係）		別表第3（第27条関係）	
学校の名称	記号	学校の名称	記号
略	略	略	略
鈴鹿市立栄小学校	略	鈴鹿市立栄小学校	略
略	略	<u>鈴鹿市立天名小学校</u>	<u>天小</u>
略	略	<u>鈴鹿市立合川小学校</u>	<u>合小</u>
略	略	略	略
<u>鈴鹿市立天栄小学校</u>	<u>天栄小</u>	<u>鈴鹿市立郡山小学校</u>	<u>郡小</u>
略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。